平成２２年（フ）第８３５号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目16番10号
債務者　原ノ園惠子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
香川県綾歌郡宇多津町2460番地１
債務者　尾﨑　智信
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１７２号
香川県綾歌郡宇多津町2192番地２
債務者　井戸　章斗
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１００号
福岡県大牟田市大字新町58番地
債務者　小宮　妙子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１２５号
福岡県大牟田市大字手鎌1519番地１
債務者　山本　光洋
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１２７号
福岡県大牟田市大字宮崎2870番地　エルシオン101号
債務者　片山　健一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２７６号
群馬県太田市大原町510番地６
債務者　市川恵里子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９０４号
千葉県我孫子市並木９丁目１番８号
債務者　新井由美子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９１６号
千葉県柏市根戸403番地12
債務者　河又　孝雄
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９３１号
千葉県我孫子市並木９丁目９番１号
債務者　小室　清美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９３８号
千葉県松戸市新松戸南１丁目309番地の２
ピアパレス106号
債務者　羽鳥早乙理
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４１号
千葉県松戸市稔台１丁目28番地の８
債務者　日暮　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６１号
岡山県美作市下山824番地
債務者　判野　晶三
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４４６号
沖縄県那覇市曙２丁目27番２号ペガサスマンション曙802
債務者　塚原　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７６号
福島県相馬市百槻字蓬田115番地
債務者　柴薮　和彦
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３０８号
北海道苫小牧市末広町１丁目19番14―607号
債務者　中里美智代
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０５１号
仙台市青葉区台原３丁目25番38号　台原９―201、申立時の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地13号棟504
債務者　若有　研志
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８４号
仙台市宮城野区平成１丁目７番18号
債務者　遠藤　明美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係